

青少年交流事業佐渡市サマーキャンプ 実施要項

1 目的

姉妹都市を理解し両市の更なる交流推進を図ると共に、次世代を担う子ども達の育成を図ることを目的に実施します。佐渡市との交流事業の総称を入間の海事業として交流内容の拡大を図ります。

2 事業の位置づけ

①青少年交流事業

中学生及び高校生を対象とした奉化区との相互交流事業、高校生及び大学生を対象としたヴォルフラーツハウゼン市との相互交流事業に加えて、小学生を対象とした佐渡市との交流事業を実施することで、年代別による継続的な姉妹都市交流を推進します。

②入間の海事業

入間市民にとって佐渡市が「第2のふるさと」と感じられるような海への恩恵や親しみが持てる入間の海事業を推進していきます。

3 主催 佐渡市

4 実施協力 入間市・入間市国際交流協会

5 実施期間 令和3年7月24日（土）～7月27日（火）

6 実施内容

佐渡市が実施する青少年交流事業佐渡市サマーキャンプに参加するものです。入間市の小学生が佐渡市の施設『潮津の里』で宿泊し、海での体験や佐渡市の小学生とのスポーツ・文化交流を行います。

体験内容は参加団体の要望を踏まえ、佐渡市や宿泊施設と調整します。次世代を担う感性豊かな子ども達に、佐渡の自然・歴史・文化等を体験してもらうと共に、佐渡に親しみを持つことで大人になっても継続的に交流できる環境づくりとします。

7 対象者

市内小学生で構成された、市内に活動拠点がある団体を対象とします。市内小学生30名程度（4～6年生の男女）を対象とし、最少催行人数を10名とします。

また、監督者が3名程度同行できる団体とし、参加する小学生の参加人数に応じて最大5名まで同行できるものとします。

8 募集方法

広報いるま4月1日号等により広く市民から公募し、締め切りは4月30日（金）とします。

9 派遣団体決定

申し込みについては、別紙「申込用紙」の提出によります。複数の団体から応募があった場合は、別に定める「派遣団体選定基準」に則り決定します。

10 費用負担

佐渡市：島内宿泊費、食費、体験費用など

参加者：新潟港⇄両津港間の往復船賃及び旅行保険等の費用

サマーキャンプ参加団体補助金交通費補助金交付要綱第4条2項に定める補助金の額を超えた場合の交通費

※監督者・保護者については、島内体験等に参加する場合は別途費用がかかる場合があります。

入間市：サマーキャンプ参加団体補助金交通費補助金交付要綱第4条2項に定める補助金の額内で補助（令和3年度は344,000円が上限です）。

補助金の主な流れ	時期	団体で準備すること
①申請	出発2ヵ月前	申請書、予算書、参加者名簿
②交付決定通知	申請後概ね2週間後	市からの通知を受け取ります
－事業実施－		
③実績報告書の提出	事業終了後速やかに	実績報告書、決算書、事業写真
④交付額確定通知	実績報告後概ね2週間後	市からの通知を受け取ります
⑤請求書	実績報告後概ね2週間後	請求書、交付額確定通知、振込先口座（理由書）

事業実施の前に、自治文化課へ申請をしてください。なお、補助金はその性質上事業終了後に支出するものですが、立て替えなどで運営に支障をきたす場合はご相談ください。「理由書」をご用意の上、①→②→⑤→③→④とすることを考慮します。

11 その他

実施要項に記載が無い事項については、佐渡市・入間市の両者により協議するものとします。

担当 入間市自治文化課国際交流担当 村山・牧野
〒358-8511 入間市豊岡1-16-1
TEL 04-2964-1111 内線 2146・2147
FAX 04-2964-1720
E-mail i-society@city.iruma.lg.jp